

| 実施自治体 | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 | |
|-------|--|----------------------------|-----|--|--|---|---|---|
| | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | | |
| 北海道 | 北海道の道及び道内市町村の「省エネルギー・新エネルギー関連助成制度」については下記 URL をご参照ください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/jhoseiseidoichiran.html | | | | | | | |
| 宮城県 | 仙台市 | 仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金 | 補助金 | (1)地域防災計画に基づき、がんばる避難施設、帰宅困難者一時滞在場所、福祉避難所又は医療救護の拠点となる施設として指定を受けている施設 (2)地域防災計画に基づく指定を受けている施設に準じる施設 | 【補助金額】 補助対象経費から寄付金その他の収入の額を控除した額の1/2 【限度額】 上限 500 万円 | 令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 8 月 5 日 (今年度の募集は終了しました。) | http://www.city.sendai.jp/kankyo/jigyosha/kankyohozen/kobo.html | 環境局環境部 地球温暖化対策推進課 エネルギー企画係 |
| 埼玉県 | 県 | 県民あんしん共同太陽光発電事業補助 | 補助金 | ・公益的施設を設置する市町村、法人又は団体で、太陽光発電設備及び蓄電システムを設置した公益的施設において災害時に地域住民への電力提供ができる者 | 補助対象経費の1/2 (上限 120 万円) | 令和 4 年 6 月 30 日 (木)まで(予定件数に達しない場合は再募集) | 埼玉県 | エネルギー環境課 電話番号:048-830-3068 |
| | | 埼玉県エネルギー脱炭素化設備整備費補助金 | 補助金 | 県内に事業所のある民間事業者 | ○補助金のうち、再生可能エネルギー活用設備 【補助率】 中小企業等:1/3(国補助併用の場合 1/6) 大企業等:1/6 【上限額】 1,000 万円 | 令和 4 年 5 月 12 日～6 月 24 日(募集期間) | 埼玉県 | エネルギー環境課創 エネルギー推進担当 048-830-3024 |
| 埼玉県 | 狭山市 | 令和 4 年度クリーンエネルギー推進補助制度 | 補助金 | 市内で事業を営む事業所 対象施設:事務所、工場、賃貸物件、ホテル、店舗兼事業所、など市内で事業を営む施設 | ○太陽光 4 万円/件(10kW 未満) 10 万円/件(10kW 以上) | 令和 4 年 4 月 1 日から受け付けを行います。 (予算の範囲を超えた場合は、受付終了) | 狭山市 | 環境経済部環境課 電話:04-2953-1111 FAX:04-2954-6262 |
| 埼玉県 | 戸田市 | 戸田市環境配慮型システム等設置費補助金制度 | 補助金 | (1)既築の事業所(社宅を含む)を所有する者で当該事業所にシステムを設置する者 (2)事業所を新築し、又は取得する者で当該事業所にシステムを設置する者 (3)賃貸物件(集合住宅、テナント、倉庫等)を所有し、又は取得する者で当該賃貸集合住宅にシステムを設置する者 | ○太陽光発電システム 3 万円/kW (市内事業者施工の場合 3 万 5 千円/kW) 上限額 60 万円 (市内事業者施工の場合 70 万円) | 令和 4 年 4 月 4 日～令和 5 年 1 月 31 日 | 戸田市 | 環境課 048-441-1800 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|-----------------------------------|---------|--|--|--|---|--|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 東京都 | 都 | 地産地消型再エネ増強プロジェクト | 助成金 | 民間事業者(民間企業、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人等)、区市町村 | 補助率 2/3、上限 1 億円(中小企業、区市町村等) 補助率 1/2、上限 7500 万円(その他) | 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 | https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan-zokyo | 環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課 03-5320-7783 |
| | | 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業 | 助成金 | 民間事業者(民間企業、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人等) | 補助率 1/2、上限 2 億円 | 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 | https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saie-ospace | |
| 東京都 | 杉並区 | 再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策助成金 | 補助金 | 杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する医療法人、社会福祉法人、学校法人 | ・強制循環式ソーラーシステム: 1㎡あたり 2 万円、(限度額 6 万円) ・自然循環式太陽熱温水器: 1㎡あたり 1 万円(限度額 2 万円) ・太陽光発電システム: 1kW あたり 4 万円(限度額 12 万円) | 令和 4 年 4 月 8 日から令和 5 年 2 月 27 日までの申し込み分 | http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.htm | 環境課 環境活動推進係 |
| 東京都 | 荒川区 | 荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業(エコ助成金制度) | 助成金 | 以下の全てを満たす場合を対象とする。 ○区内の住宅、事業所、集合住宅の共有部のいずれかに施工すること。 ○個人は住民税及び国民健康保険料を完納、法人は法人都民税を完納していること。 ○建築物の屋根等に設置し、電力会社と電力供給契約等を締結できること。 ○財電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認できること。 | 太陽電池モジュール 1kW 当たり 5 万円(区外業者施工上限 25 万円、区内業者施工上限 30 万円) | 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 15 日 | https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a024/kankyou/shoene_ondantaisaku/4eco_jyosei.html | 環境課 TEL03-3802-3111 1 内線 482 |
| 東京都 | 練馬区 | 練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助事業 | 補助金 | 共用部分に使用するために 2kW 以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と供給契約をした、区内にある区分所有建築物(マンション等)の管理組合 | 1 件あたり上限 5 万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 5 万円とを比較し低い額) | (申請受付期間)令和 4 年 4 月 15 日から令和 5 年 3 月 15 日まで | https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/Subsidy_Oview_top.html | 環境課 地球温暖化対策係 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|---|-------------------------------|---------|--|--|-----------------------------------|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 東京都 | 三鷹市 | 新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金(太陽光発電設備) | 助成金 | 市内に事業所等を有し、自ら所有し使用するために太陽光発電(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6ヶ月以内の設備に限る。 | ①自ら発注して設備を設置した場合: 1kWあたり2万円、上10万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合:1万5千円 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日。ただし、予算の範囲内で先着順 | https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/095/095663.html | 生活環境部 環境政策課 担当:平山 0422-29-9612 (直通) |
| 神奈川県 | 県 | 共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助 | 補助金 | 【対象者】 県内の分譲共同住宅の管理組合 県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人 【対象経費】 太陽光発電設備及び蓄電システム、災害用電気設備の設備費、工事費 | 【補助額】 補助率 1/3 (上限 100 万円/件) | | | 産業労働局産業部 エネルギー課 045-210-4115 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 横浜市民間保育所等建設費等補助金(の一部) | | ・太陽光発電設備の公称最大出力は 10kW を限度とする。 ・JETまたは同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。 ・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。 ・未使用品であること。 ・敷地外から見やすい場所にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS 等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・接続方式は「余剰電力買取方式」であること。(全量買取制度を選択した場合は補助対象外) | 補助基準額 上限 1,677 万円 | | | こども青少年局 こども施設整備課 045-671-4146 |
| 新潟県 | 新潟県の県及び県内市町村の「新エネルギー等設備・太陽光発電設備の導入に関する支援制度」については下記 URL をご参照ください。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/1215972060989.html | | | | | | | |
| 石川県 | 珠洲市 | 珠洲市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金 | 市税を滞納していない市内在住で初めてシステムを設置する者、又は住民自治組織 | 最大 30 万円 取り付けソーラーパネルの最大出力(kW)×7万円(1,000円未満切捨て) | R4.4.1～ R5.3.31 | https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/2/1438.html | 自然共生室 |
| 山梨県 | 北杜市 | 北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金 | 補助金 | 【北杜市公民館条例(平成 16 年北杜市条例第 97 号)第 3 条に規定する分館又はそれに類似する施設(以下「集会施設」という。)に設置する場合】 ①集会施設に設置した団体 ②国の住宅用太陽光発電導入支援補助金以外の太陽光発電システムの補助金を受けた集会施設は対象外とする。 | 1kW あたり 2.5 万円 上限 20 万円 | H30.4.1～ (要綱改正) | http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1607.html | 生活環境部環境課 新エネルギー推進担当 0551(42)1341 |

| 実施自治体 | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 | |
|-------|---|---|-----------------------------|---|--|--|---|--|
| | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | | |
| 長野県 | 長野県内市町村の「太陽光発電・太陽熱利用システム等普及助成事業等一覧」については下記 URL をご参照ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/energy.html | | | | | | | |
| 京都府 | 府 | 自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画認定制度 | 補助金又は設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 | 自己消費を目的として再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設する中小事業者、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者 | 補助金:設備取得価額の1/3 (限度額:400万円) 税減免:設備取得価額の1/3 (限度額:1,000万円) | 補助金 R4.5.6~ R5.1.27 税減免 R4.4.1~ R5.3.31 | http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjourej_shien.html | 府民環境部 脱炭素社会推進課 075-414-4298 |
| | | 京都府多様な再生可能エネルギー普及促進事業補助金 | 補助金 | 府内に未使用の太陽熱利用設備(*1)(太陽集熱器(*2)の総面積が5㎡以上のもの)を新たに設置する事業 (*1)太陽熱利用設備とは、太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びその附属設備をいう。 (*2)JIS A4112に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。 補助対象経費:設備費及び工事費 | 補助額:補助対象経費の1/3以内の額 補助限度額:400万円 | 補助金 R4.5.27~予算額に達するまで | https://www.pref.kyoto.jp/energy/tayo.html | |
| 大阪府 | 堺市 | 堺市スマートハウス化等支援事業補助金(集合住宅の共用部分、集会所又は地域会館) | 補助 | 市税を滞納していない者で、以下のいずれかに該当する者 ・市内の集会所又は地域会館に太陽光発電システム、燃料電池システムもしくはV2Hを導入し使用する者 ・市内の集合住宅に太陽光発電システム、燃料電池システムもしくはV2Hシステムを導入し使用する者 ※集会所又は地域会館に燃料電池システムを導入する場合は、自立運転機能付きであること。 補助対象設備は、引渡日又は領収日・保障開始日・出荷日が2022.2.1~2023.1.31内であること。 | ○太陽光発電システム:1kW(kW表示で小数点以下三桁目を切り捨て)あたり2万円又は補助対象経費の1/5の低い方(上限6万円) ○燃料電池システム:補助対象経費の1/5(上限6万円) ○V2Hシステム:補助対象経費の1/5(上限4万円) ○電気自動車:一律10万円 ○燃料電池自動車:一律20万円 ※補助対象経費は購入及び導入に要する費用とする。ただし、電気自動車及び燃料電池自動車については、車両本体価格とする。 ※千円未満の端数は切り捨て。 | R4.6.(予定)~R5.2.15(必着) | http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html | 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課 072-228-7548 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|------|--------------------------|---------|---|--|-----------------------------|---|--|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 大阪府 | 岸和田市 | 地球温暖化対策設備導入補助金 | 補助 | 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するものうち市長が認めるもの(以下「町会等」という。)の集会施設に対象機器を設置しようとする場合における当該町会等 | 太陽光+蓄電池:5 万円 太陽光+HEMS:5 万円 燃料電池:5 万円 複数設置しても補助額は 5 万円 | R4.6.1~ R5.2.1 (消印有効) | https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/29/ontai-zyosei.html | 市民環境部 環境保全課 072-423-9463 |
| 大阪府 | 富田林市 | 集会施設用太陽光発電システム設置費補助金制度 | 補助 | 本市の地縁団体で集会施設に新たに太陽光発電システムを設置する地縁団体下記条件を満たすこと・未使用品であること・電力会社と電力受給契約を締結すること・設置に関して、法令等に違反しないこと 1 集会施設につき 1 回限り | | 令和 4.6.6~ 令和 5.3.31 | | 市民人権部 環境衛生課 0721-25-1000 内線 139 |
| 大阪府 | 寝屋川市 | 地区集会所太陽光発電システム設置補助金制度 | 補助 | 次のすべてにあてはまる市内の自治会 ・地区集会所に太陽光発電システムを設置する ・市内業者に施工を依頼する ・電力会社と電力受給契約を締結する ・システムの設置後 1 年間、発電量などの稼働状況を報告する ・年度内に事業が完了する ・この補助金を受けたことがない | 対象経費の 9 割 ※出力 1 キロワットあたり 45 万円+消費税が上限(非モニター地域は合計 450 万円まで、モニター地域は合計 500 万円まで) | R4.4.1~ | | 環境部環境総務課 072-824-0911 |
| 岡山県 | 岡山市 | 岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業 | 補助金 | 市内の事業所に補助対象機器を設置する次の者。 ・法人又は個人事業者であって、岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動の登録事業者 ・分譲共同住宅の管理者 ・リース事業者 ・PPA 事業者 | ・太陽光発電システム(自家消費型) 3 万円/kW 上限 100 万円 ・太陽熱利用システム 1/3 上限 50 万円 | 令和 4 年 5 月 9 日~ | https://www.city.okayama.jp/kurashi/000016253.html | 環境保全課 地球温暖化対策室 086-803-1282 |
| 広島県 | 県 | 創エネ・省エネ設備導入促進補助金 | 補助金 | 県内の幼稚園、保育所、認定こども園その他これに準ずる施設において、省エネ型エアコンと併せて、創エネ・蓄エネ機器(太陽光発電システム・木質バイオマス熱利用設備・エネルギー管理システム・蓄電池)を設置し、施設利用者等に温暖化対策活動を促す事業への補助 | ・補助率:1/2 以内 ・補助額:6,000 千円上限(蓄電池を設置する場合)、5,000 千円上限(蓄電池を設置しない場合) | 令和 5 年 1 月 31 日まで | https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/04setubihojokin.html | 環境政策課 082-513-2952 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 自治公民館太陽光発電システム設置支援事業 | 補助金 | ・市内の自治公民館新規設置 ・自治会所有公民館 ・築 20 年以内 ・県内事業者との契約または県内事業者による設置工事 | 補助対象経費の 2 分の 1(上限 150 万円、1 万円未満切捨て) | H23.10~ | https://www.city.saga.lg.jp/main/3128.html | 施設機能向上推進室 0952-40-7207 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|----------------------|---------|--|------------------------------|---------------------|---|------------------|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 長崎県 | 平戸市 | 地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金 | 補助金 | 太陽電池モジュールの最大出力 1kW 当り 20,000 円(上限 10 万円) ※1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額 | 100,000 円(上限) | 単年 | | 令和 3 年度まで(商工物産課) |
| | | | | 高効率給湯器 | 設置費用×1/2 以内 100,000 円(上限) | | | |
| 沖縄県 | 県 | 離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金 | 補助金 | ・電気事業法施行規則別表第 1 に記載の対象離島 ・対象離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群として管理・制御することで対象離島の電力供給の安定化(調整力強化)を図り、対象離島全体で再生可能エネルギーの割合を高め、需要家を含め対象離島全体の経済性の向上が見込めるもの。 | ・1 申請あたり 2 億円を上限とする。 | R4.6.27～ R4.7.25 | https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/tousyogata/ri-to-hojo-r04.html | 商工労働部 産業政策課 |